

**6202.13 1. 長袖の衣類**

本品は、ポリエステル製の織物から作られ、襟及びポケットを有する。大腿部中央の下までの長さで、正面が開いており、ボタン及びベルトにより右を左の上にして留める。

通則1及び6を適用



**6202.93 1. アノラック様の衣類**

本品は、ポリエステル製の織物から作られ、ウエストの下まで届き、襟、フード及びサイドポケットを有する。ファスナー、プレススタッド及びベルトにより左を右の上にして留めるが、衣類の裁断により女子用の衣類であると明らかに判別することができる。すそにゴム編みのウエストバンド及び絞るための締めひもを有する。

通則1及び6を適用



**6204.62 1. 女性用のズボン**

本品は、綿織物製で緑色の女性用のズボン（“Shalwar”）である。

このズボンは、チュニック及びショール（いずれも緑色及び黄色）と共に構成される “Shalwar-Kameez” という女性用衣類の1つの構成部分である。チュニック及びショールは、分離して、それぞれ 6206.30 号又は 6214.90 号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。

通則1（第11部注14）及び6を適用

6206.30／1 及び 6214.90／2 参照



**6206.30 1. 女性用のチュニック**

本品は、綿織物の各部分（それぞれ緑色又は黄色）を縫い合わせて作られた、ゆったりした女性用のチュニック（“Kameez”）である。袖無しで、スクープネックであり、素材に縫い付けられた模様で飾られていて、裏地及びチュニックの縁に沿った銀色のストリップ状の生地を特徴とする。

このチュニックは、ズボン（緑色）及びショール（緑色及び黄色）と共に構成される “Shalwar-Kameez” という女性用衣類の1つの構成部分である。ズボン及びショールは、分離して、それぞれ 6204.62 号又は 6214.90 号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。

通則1（第11部注14）及び6を適用

6204.62/1 及び 6214.90/2 参照



**6210.50 1. 女子用の衣類**

本品は、ナイロン100%の織物からなるもので、肉眼により判別することができないものの、外面にプラスチック（ポリウレタン）が塗布されている。内面には、ナイロン100%の織物の裏地があり、肉眼により判別することができるプラスチックの層で被覆されている。本品は、襟、ポケット、フード（スライドファスナー（ジッパー）、プレススタッド及び面ファスナー（ベルクロ）ストリップによって取り外し可能）を有している。すそに絞るための締めひもが付いており、面ファスナー（ベルクロ）ストリップで留める前立て（placket）の下に隠れたスライドファスナー（ジッパー）により、右を左の上にして前面で閉じるようになっている。

本品は、女性用インナーに、内部のスライドファスナー（ジッパー）で取り付けられるようになっている。本品は単独で着用することも可能であり、これら2つの衣類は共に提示される。

通則1（第11部注14、第59類注2(a)、第62類注5及び8）及び6を適用

6102.30/1 参照



**6211.33 1. ペイントボール用パンツ（ズボン）**

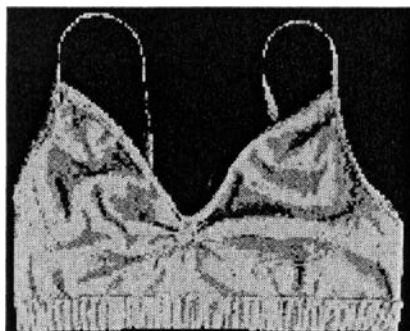
本品は、ペイントボール競技の際に着用するためのもので、肉眼では判別できない防水加工が施された主に織物（ポリエステル70%、ナイロン30%）からなり、股間部と大腿部はニットメッシュになっている。本品は、ウエストハーネスを適切な位置に保つためのゴム製の滑り止めを有し、ひざ上部には動きやすいように伸縮性を出す縫い目があり、通気孔、保護用の覆い（左前のもの）が付いたジッパー、調節可能なベルト、横にスラッシュポケット及び脚部にパッチポケットが付いている。擦傷防止及びペイントボールからの保護のために、股間部とひざ部には紡織用繊維製のパッドが付いている。

通則1及び6（第62類注8及び第54類注1）を適用

**6212.10 1. 女子用の軽量ニット衣類**

本品（ポリアミド90%、elastothane 10%）は、胴の上部を覆い、胸部のちょうど下まで届く。衣類又は下着として素肌の上に直接着用するもので、Vネックライン、両側を分けて縫われているカップ部分及び弾性ストリップが付けられた肩紐を有する。体を被覆するため本品の下部には、幅約20ミリメートルの弾性ストリップがつけられている。本品は、体をサポートする機能を有する。

通則1を適用



**6212.90 1. 婦人用水着に取り付ける“Cups”**

本品は、両面をナイロン製のメリヤス編物で被覆したポリエチレンシート（穴があけられている。）で作ったもので、一定の寸法に裁断したのち、熱成形したものである。

**6212.90 2. 腰椎支持用ベルト**

本品は、姿勢を矯正し腰椎を支持するベルトを補強したものである。伸縮性のある織物（ポリアミド43%、弾性繊維25%、綿16%、ポリエステル16%）にベルトの形状を安定させる（まくり上げを防ぐ）構造が取り付けられたもの及びヴェルクロファスナーから本品は成っている。ベルト（幅27センチメートル）の裏には筋肉の作用を考慮した織物製のバンド3本が交差して取り付けられてあり、又、硬質バンド4本から成る姿勢矯正用の支柱がベルトの長さに垂直に取り付けられている。本品には患者のウエストに応じて6つのサイズがあり、術後の支持又は以下の治療若しくは予防に使用される。

- －急性又は慢性の腰痛又は坐骨神経痛
- －職業上の外傷性障害
- －脊椎の関節症による背中の痛み
- －ヘルニア（腹壁支持用）

通則1（62.12項本文及び90類注1（b））及び6を適用

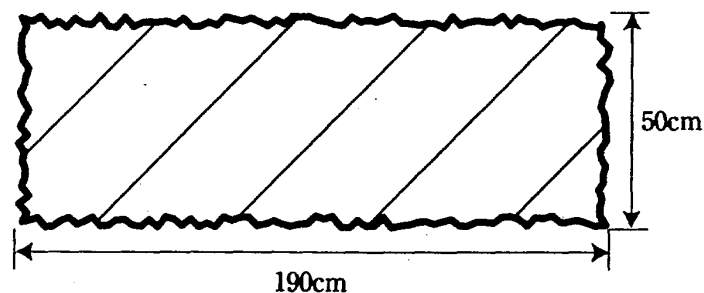
商品名：“Thuasne Lombacross Ref. 830”



**6214.10～6214.90 1. Scarf of embroidered woven fabric (長方形でししゅうにより仕上げた製品。そのまま使用することができる)**

本品は、製品にしてない長方形のししゅう布と一対でセットを構成するものである。二つの商品は小売用に包装して提示され、当該織物は一以上の衣類を作るように意図されている。

5810.91 から 5810.99 / 2 参照



**6214.90 2. ショール**

本品は、綿織物製で、緑色及び黄色の長方形のショール（"Dupatta"）である。

このショールは、ズボン（緑色）及びチュニック（緑色及び黄色）と共に構成される "Shalwar-Kameez" という女性用衣類の1つの附属構成部分である。ズボン及びチュニックは、分離して、それぞれ 6204.62 号又は 6206.30 号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用に於て共に提示される。

通則1（第11部注14）及び6を適用

6204.62 / 1 及び 6206.30 / 1 参照

